

令和5年4月12日

保護者の皆様

江戸川区立小松川第二中学校長
清水 秀登

自然災害等に対する措置

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本校では自然災害等が発生した場合は「危機管理マニュアル」(学校ホームページをご参照ください)に従い、下記の措置をいたしますのでお知らせいたします。

記

<地震>

- 1 「震度5強以上」又は「震度5強以下であっても公共交通機関が停止した場合」は、授業を直ちに打ち切り、保護者引き渡しとします。
- 2 「東海地震警戒宣言が発せられた場合」は、警戒宣言が解除されるまでは臨時休業とします。
 - ①在宅中は登校しないでください。
 - ②在校中の生徒は、学校に待機させ、保護者引き渡しとします。
 - ③登下校中は、避難にかかる時間を考え、安全に避難できる自宅又は学校を選択してください。
 - ④授業の再開は次の通りとします。
 - ・午前6時以前に警戒宣言が解除された場合……………平常通り。
 - ・午前6時から午前10時までに警戒宣言が解除された場合…午後から授業。
 - ・午前10時以降に警戒宣言が解除された場合……………翌日から授業。
- 3 「東海地震判定会が招集された場合」は、授業を学級指導(放課後の活動の場合は体育館に招集)に変更し、判定結果が出るまで学校待機とします。

<風水害>

- 1 気象庁の予報により、午前7時の時点で、江戸川区に『暴風雨特別警報』又は『大雨特別警報』もしくは、『暴風雨警報』かつ『大雨警報』が発表されている場合」は、臨時休業とします。
- 2 下校時刻の時点で、江戸川区に『暴風雨特別警報』又は『大雨特別警報』もしくは、『暴風雨警報』かつ『大雨警報』が発表されている場合」は、学校待機もしくは保護者引き渡しとします。

<その他>

- 新型コロナウイルス感染症等上記以外の災害が発生した場合は、別途通知いたします。